

## 愛媛県教育委員会 5月定例会会議録

- 1 開会の日時及び場所  
平成23年 5月18日（水）午前10時30分  
愛媛県庁 第一別館 教育委員室
- 2 委員定数  
6人
- 3 出席委員  
委員長 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子  
委員 西田真己 委員 関 啓三 教育長 藤岡 澄
- 4 欠席委員  
なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名  
副教育長 清水 進 管理部長 伊藤 優  
指導部長 福本純一 教育総務課長 名智 満  
教職員厚生室長 越智和彦 生涯学習課長 橋本健治  
文化財保護課長 山本亜紀子 保健体育課長 福田和樹  
義務教育課長 越智眞次 高校教育課長 竹本公三  
人権教育課長 新谷和志 特別支援教育課長 西原昇次
- 6 会議の概要
  - (1) 開 会  
委員長 午前10時30分開会を宣する。  
委員長 議事の議案第23号から第25号までの委員の委嘱・任命3件（議案第23号愛媛県社会教育委員の委嘱について、議案第24号愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について及び議案第25号愛媛県美術館協議会委員の任命について）及び公立小中学校教員の懲戒処分2件（議案第26号公立小学校教員の懲戒処分について及び議案第27号公立中学校教員の懲戒処分について）については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。  
全委員 異議ない旨答える。  
委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。  
全委員 異議ない旨答える。
  - (2) 4月定例会会議録の承認  
委員長 4月定例会会議録の承認について諮る。  
全委員 異議ない旨答える。  
委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

東日本大震災への対応について

教育総務課長 東日本大震災への対応について報告する。

井上委員 被災地から避難してこられた児童生徒等に関し、公立中学校が受入れている5名の中学生の学校生活の状況について質問する。

義務教育課長 特段の報告は受けていないことから、現在のところ学校になじんでいると感じている旨、及び仮に生徒に何かあった場合においても、スクールカウンセラー等が支援する準備ができている旨回答する。

委員長 養護教諭等による児童生徒サポートチームの派遣について、今後の見通しを質問する。

教育総務課長 派遣先の学校は、学校再開後落ち着いてきているので、児童生徒サポートチームの派遣については、5月末を一つの目処だと考えている旨回答する。

平成23年度運動部活動強化・育成指定校について

保健体育課長 平成23年度運動部活動強化・育成指定校について報告する。

関委員 スポーツ強化指定校に関し、補助金有りのA指定校と、無しのB指定校とに分けている理由について質問する。

保健体育課長 A指定校については直近4年間のインターハイ等の実績を基に、これからさらに良い成績を残せるよう指定し、補助金を交付しているものであり、B指定校についてはA指定校ほどの実績はないものの一定の評価ができる学校を指定している旨、及び指定が固定化しないよう毎年度見直している旨回答する。

関委員 指定基準は過去4年間の実績とのことであるが、短期間で競技力を伸ばす学校もあるので、指定については臨機応変に対応してほしい旨意見を述べる。

委員長 今回、新たに大学の運動部を指定しているが、国民体育大会における選手の参加資格が問題となった事例への対応について質問する。

保健体育課長 愛媛県に現住所がない選手であっても、ふるさと選手に登録することによって国体に参加することができるが、各県とも優秀な選手がほしい中で、参加資格が問題となる事例も他県であり、それぞれの競技の戦略の中で適切に対応していく旨回答する。

伊藤委員 指定校への補助金の支給基準について質問する。

保健体育課長 県外遠征に係る旅費や備品の購入について、競技団体の要望も踏まえつつ、一定のルールに基づき適正に支出してい

る旨回答する。

平成24年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

高校教育課長 平成24年度愛媛県公立学校教員採用選考試験について、選考試験の実施時期を報告するとともに、本県教職経験者への第1次選考試験の一部免除や、大学院修士課程在籍者への採用時の特例措置、及び養護教諭を志願する者で保健師免許を有するものへの加点その他加点制度の見直しを実施することについて説明する。

委員長 保健師免許の取得方法について質問する。

高校教育課長 看護師の資格を有する者が1年以上の保健師養成課程を修了し保健師となり、所定の4科目8単位を取得すれば養護教諭二種免許を取得できる旨、及び単に養護教諭の教員養成課程を修了した者については、保健師免許は取得できない旨回答する。

#### (4) 議 事

議案審議

委員長 議案第21号を上程する。

○議案第21号 平成24年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校管理規則第44条第2項、第48条の4第2項及び第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成24年度の愛媛県県立高等学校及び愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を定める原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第22号を上程する。

○議案第22号 学校教育法施行細則の一部改正について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により学校教育法の一部が改正されたことに伴い、この規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

○教職員の報賞について

高校教育課長 死亡した県立学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

○教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立小学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

○議案第23号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県社会教育委員である愛媛県小中学校長会長及び愛媛県高等学校長協会長の交替に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第24号を上程する。

○議案第24号 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の退任に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第25号を上程する。

○議案第25号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県美術館協議会委員である愛媛県小中学校長会長及び愛媛県高等学校文化連盟会長の交替に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第26号を上程する。

○議案第26号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした公立小学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

井上委員 交通違反は悪いことだが、学校の組織がうまく機能しないとか、業務上の原因があるのか質問する。

義務教育課長 特に業務上の問題はないが、教員の義父が交通違反をした日の3日前に骨折し、その日もその義父のお見舞いに行く途中だったと聞いている旨回答する。

委員長 いろいろな事情はあるが、交通違反自体は本人の責任である旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第27号を上程する。

○議案第27号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務育課長 交通違反をした公立中学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 交通事故や交通違反が多発しているため、小中学校及び県立学校に対し、啓発・指導をするよう意見を述べる。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会

委員長 午前11時20分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。